

## 武蔵野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市就学援助費支給要綱（平成17年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（受給資格者）</p> <p>第3条 法第19条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が援助費の支給を行うことができる者（以下「受給資格者」という。）は、市の区域内に住所を有し、かつ、法に規定する国立又は公立の小学校若しくは中学校、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「国公立小中学校等」という。）に在学する児童等の保護者で、当該年度（別表に掲げる新入学児童生徒学用品費について、新入学年の前年度中に委員会が<u>第8条第2項に規定する認定申請を受け付けた場合</u>にあっては、前年度。次条、第5条及び第11条において同じ。）において次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国又は他の地方公共団体からこの要綱の</p>	<p>（受給資格者）</p> <p>第3条 法第19条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が援助費の支給を行うことができる者（以下「受給資格者」という。）は、市の区域内に住所を有し、かつ、法に規定する国立又は公立の小学校若しくは中学校、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「国公立小中学校等」という。）に在学する児童等の保護者で、当該年度（別表に掲げる新入学児童生徒学用品費について、新入学年の前年度中に委員会が<u>第8条第2項及び第4項の規定による申請（以下「認定申請」という。）を受け付けた場合</u>にあっては、前年度。次条、第5条及び第11条において同じ。）において次の各号のいずれかに該当するものとする。ただ</p>	<p>字句の改正</p>

<p>規定に基づく援助費に準ずる費用の支給を受けている者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする受給資格者は、<u>武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定申請書(第1号様式)</u>の提出又は電子申請(以下これらを「認定申請」という。)により、必要な書類を添えて委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 受給資格者は、別表に掲げる交通費(通学費及び通級費)の支給を受けようとするときは、<u>認定申請に加え、武蔵野市就学援助交通費受給資格認定申請書兼証明書(第2号様式)</u>を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>し、国又は他の地方公共団体からこの要綱の規定に基づく援助費に準ずる費用の支給を受けている者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする受給資格者は、<u>武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)</u>に必要な書類を添えて委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 受給資格者は、別表に掲げる交通費(通学費及び通級費)の支給を受けようとするときは、<u>前項の規定による申請に加え、武蔵野市就学援助交通費受給資格認定申請書兼証明書(第2号様式。以下「交通費申請書」という。)</u>に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、受給資格者は、申請書又は交通費申請書(以下「申請書等」という。)</u>に代えて、<u>申請書等に記載すべき事項の入力並びに申請書等及び添付書類を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
---	---	--

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、委員会指定の電子申請を用いて委員会に提出することができるものとする。

別表（第3条、第7条、第8条、第12条—第14条関係）

対象費目	内容	対象者	
		区分	学年
学用品・通学用品費及び新入学児童生徒学用品費（略）			
校外活動費	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（プレセカンドスクール及びセカンドスクールを除く。）に要する交通費、見学料その他受給資格者が均等に負担する金額のうち、委員会が必要と認めるもの	要・準	全年

別表（第3条、第7条、第8条、第12条—第14条関係）

対象費目	内容	対象者	
		区分	学年
学用品・通学用品費及び新入学児童生徒学用品費（略）			
校外活動費	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（プレセカンドスクール及びセカンドスクールを除く。）に要する交通費、見学料その他受給資格者が均等に負担する金額のうち、 <u>100,000円を上限として</u> 、委員会が必要と認めるもの	要・準	全年

字句の追加

<p>プレセカンドスクール参加費及びセカンドスクール参加費（略）</p>				<p>プレセカンドスクール参加費及びセカンドスクール参加費（略）</p>				<p>字句の追加</p>	
移動教室参加費	<p>移動教室に要する交通費、宿泊費、見学料、食費（班別行動及び自由行動中の食費を除く。） その他受給資格者が均等に負担する金額のうち、委員会が必要と認めるもの</p>	要・準	移動教室に参加する学年	移動教室参加費	<p>移動教室に要する交通費、宿泊費、見学料、食費（班別行動及び自由行動中の食費を除く。） その他受給資格者が均等に負担する金額のうち、<u>100,000円</u>を上限として、委員会が必要と認めるもの</p>	要・準	移動教室に参加する学年		<p>字句の追加</p>
修学旅行参加費	<p>修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学料、食費（班別行動及び自由行動中の食費を除く。） その他受給資格者が均等に負担する金額のうち、委員会が必要と認めるもの</p>	要・準	修学旅行に参加する学年	修学旅行参加費	<p>修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学料、食費（班別行動及び自由行動中の食費を除く。） その他受給資格者が均等に負担する金額のうち、<u>100,000円</u>を上限として、委員会が必要と認めるもの</p>	要・準	修学旅行に参加する学年		
卒	児童等が国公	準	卒	卒	児童等が国公	要	卒	<p>字句の改正</p>	

業 記 念 品 費	立小中学校等 を卒業する際 に児童等本人 に対し贈られ る卒業記念品 及び卒業アル バムの購入費 として受給資 格者が負担し た金額のう ち、委員会が 必要と認める もの	業 す る 学 年	業 記 念 品 費	立小中学校等 を卒業する際 に児童等本人 に対し贈られ る卒業記念品 及び卒業アル バムの購入費 として受給資 格者が負担し た金額のう ち、委員会が 必要と認める もの	・ 準	業 す る 学 年
交通費（通学費及び通級費）からオンライン学習支援費まで（略）			交通費（通学費及び通級費）からオンライン学習支援費まで（略）			
注（略）			注（略）			

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正（「準」を「要・準」に改める部分に限る。）は、令和8年2月20日から施行する。